



である小規模事業場については、適用を除外します。

#### **7 実地確認（第10条関係）**

排出事業者及び中間処理業者に対して、産業廃棄物の処理を委託する処理業者の処理の状況を直接現地に出向いて確認しなければならないことの義務付けをします。併せて実地確認した結果については、記録の作成と5年間の保存の義務付けをします。（前項と同様、小規模事業場に対しては適用しません。）

#### **8 積替保管の許可（第12条関係）**

産業廃棄物を、効果的・効率的に再資源化や再利用するために、一定の基準を満たす施設等を所有し、産業廃棄物を積替え・選別することを目的とする産業廃棄物収集運搬業者に対して、環境保全上の条件を付したうえで、積替保管を許可します。

#### **9 県外産業廃棄物の搬入の事前協議（第13条関係）**

県外において発生する産業廃棄物を、市内に所在する処理施設で処分しようとする排出事業者及び中間処理業者は、市長に協議書を提出し、確認を受けることの義務付けをします。市長は、受入施設の能力や稼働状況に照らして、当該搬入に支障がないかを判断し、必要に応じて計画変更の指示及び助言を行います。

#### **10 所有地等の使用方法等の確認（第19条関係）**

所有地を他人に使用させる場合であって、産業廃棄物の搬入又は保管が予想されるときには、土地所有者等は事前に使用方法を十分に確認し、使用開始後も定期的の使用状況を確認するよう努めるものとします。

#### **11 維持管理に関する基準（第21条関係）**

産業廃棄物処理施設等の設置事業者は、維持管理に当たっては、規則で定める生活環境の保全上必要な基準を遵守するものとします。

#### **12 公表（第25条関係）**

市長は、正当な理由なく本条例の規定に基づく勧告又は命令に従わないときには当該者の氏名・住所等を公表することができるものとします。

#### **13 罰則（第30条関係）**

本条例の実効性を担保するため、産業廃棄物等に関する報告を怠ったり虚偽の報告を行った者、産業廃棄物処理施設等への立入検査を拒否したり妨害した者等に対して、30万円以下の罰金に処するものとします。

### **III 施行時期・経過措置**

この条例は、平成24年1月1日から施行します。

なお、経過措置として、この条例の施行日前に「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成4年浜松市規則第64号）」第25条第1項の規定により置かれた特別管理産業廃棄物管理責任者及びその報告は、この条例の規定により置かれた産業廃棄物管理責任者及び報告とみなします。